

最近の労働市場について（令和7年4月）

ハローワーク鳥取

1. 概況

新規求職者数は1,292人と、前年同月比10.4%の増加となっている。

有効求職者数は4,378人と、前年同月比10.0%の減少となっている。

新規求人数は1,900人と、前年同月と同数となっている。これを産業別に見ると、情報通信業が12.0%、建設業が11.3%、卸売業・小売業が9.9%、医療・福祉が4.3%、サービス業が0.9%の増加、宿泊業・飲食サービス業が同水準、製造業が27%の減少となっている。

有効求人数は5,060人と、前年同月比2.5%の増加となっている。

有効求人倍率は1.16倍と、前年同月を0.14ポイント上回っている。

また正社員の有効求人倍率は0.96倍と、前年同月を0.13ポイント上回っている。

2. 雇用関係主要指標

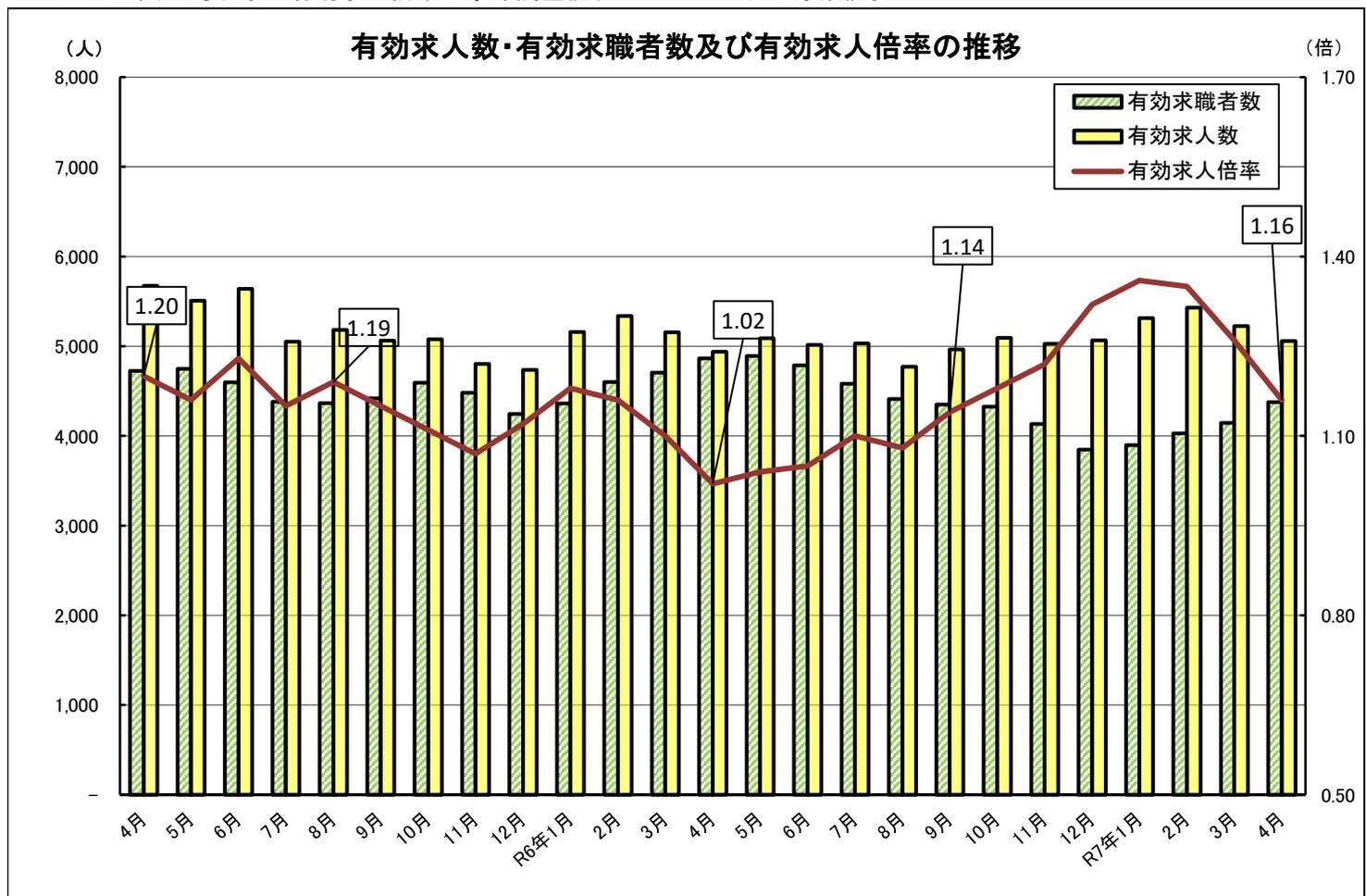
	令和7年4月	前年同月	前年同月比	前月
新規求職者数	1,292人	1,170人	10.4%	965人
有効求職者数	4,378人	4,864人	▲ 10.0%	4,146人
新規求人数	1,900人	1,900人	0.0%	1,841人
有効求人数	5,060人	4,937人	2.5%	5,225人
就職件数	340人	335人	1.5%	432人
新規求人倍率	1.47倍	1.62倍	▲ 0.15ポイント	1.91倍
有効求人倍率	1.16倍	1.02倍	0.14ポイント	1.26倍
正社員新規求人倍率	1.29倍	1.43倍	▲ 0.14ポイント	1.35倍
正社員有効求人倍率	0.96倍	0.83倍	0.13ポイント	1.00倍

※正社員求人倍率は、正社員（一般常用分）としての求人数を非正社員を含むフルタイムでの求職者数（一般常用分）で割ったもの。

※参考 県内のハローワーク別の有効求人倍率

	全国	鳥取県	鳥取	米子	倉吉
令和7年4月	1.26倍	1.34倍	1.16倍	1.29倍	1.34倍
前月	1.26倍	1.35倍	1.26倍	1.42倍	1.51倍
前年同月	1.26倍	1.30倍	1.02倍	1.36倍	1.23倍

注：全国・鳥取県の有効求人倍率は季節調整値、ハローワークは原数値。



3. 産業別新規求人数（主要産業を抜粋）

産 業 別	令和7年4月	前年同月	前年同月比	前 月
建 設 業	187 人	168 人	11.3 %	194 人
製 造 業	238 人	326 人	▲ 27.0 %	148 人
食料品製造業	27 人	63 人	▲ 57.1 %	47 人
繊維工業	37 人	38 人	▲ 2.6 %	6 人
金属製品製造業	18 人	12 人	50.0 %	10 人
機械器具製造業	38 人	38 人	0.0 %	18 人
電気機械器具製造業	48 人	103 人	▲ 53.4 %	10 人
情報通信機械器具製造	22 人	15 人	46.7 %	14 人
電子部品・デバイス製造業	21 人	19 人	10.5 %	20 人
情 報 通 信 業	28 人	25 人	12.0 %	35 人
卸 売 業 ・ 小 売 業	288 人	262 人	9.9 %	296 人
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業	107 人	107 人	0.0 %	132 人
医 療 ・ 福 祉	360 人	345 人	4.3 %	296 人
サ ー ビ ス 業	222 人	220 人	0.9 %	307 人

4. 年齢別 新規求職者数（常用分）

	計	24歳以下	25～34	35～44	45～54	55歳以上
令和7年4月	1,283 人	85 人	175 人	198 人	223 人	602 人
前年同月	1,164 人	84 人	163 人	204 人	206 人	507 人
前年同月比	10.2 %	1.2 %	7.4 %	▲ 2.9 %	8.3 %	18.7 %

5. 雇用保険受給状況（一般）

	雇用保険資格喪失者数	うち事業主都合の離職	構成比	雇用保険受給資格決定件数	受給者実人員
令和7年4月	2,185 人	145 人	6.6 %	410 件	677 人
前年同月	2,269 人	147 人	6.5 %	407 件	868 人
前 月	678 人	55 人	8.1 %	155 件	685 人
前々月	595 人	30 人	5.0 %	192 件	738 人
令和6年度	874 人	53 人	6.1 %	215 件	876 人

※ 受給者実人員は基本手当基本分

※ 年度の数値は月平均値

6. ふるさとハローワーク八頭 活用状況

	利用者数	相談件数	就職件数
令和7年4月	296 人	412 件	38 件
前年同月	273 人	520 件	30 件
前年同月比	8.4 %	▲ 20.8 %	26.7 %

◎外国人労働者の雇入れ・離職の際にはその氏名、在留資格などについてハローワークへの届出が必要です。

雇用保険の被保険者となる外国人の場合→雇用保険適用窓口へ

雇用保険の被保険者とならない外国人の場合→事業所指導援助部門へ

記入方法等ご不明な点は下記担当部門へお問い合わせください。